

論文

『和名類聚抄』 所載の郷名をめぐる検討―周防国吉敷郡の事例について―

渡 辺 滋

はじめに

古代の地名については、これまでさまざまな研究者が分析を進めてきた。山口県域の事例に関しては、近世の『防長風土注進案』以降、近藤清石（一八三三～一九一六）による一連の成果を経て、御園生翁甫（一八七五～一九六七）の『防長地名淵鑑』などが公刊された。さらに戦後の自治体史における成果も、『山口県史 通史編』（たとえば原始・古代編は二〇〇八年刊行）に整理・継承されている。

とはいえ先行研究で扱われた事例のなかには、十分突き詰められていないものや、再検討を要するものも少なくない。そこで本稿では、とくに吉敷郡（現在の山口市と宇部市の一部）の古代地名を対象として、先行研究の整理や問題点の解決を試みる¹⁾。

その際、重視されるのが、源順（九一一～九八三）の『和名類聚抄』（『和名抄』と略称）の郡郷部（二十巻本系統本に収載）の郷名や、近年の研究進展が著しい出土文字資料に見える地名である。本稿ではその種の情報にも広く目配せしつつ、看過されたままになっている関連研究の成果も拾い上げ、最新の研究成果を提示していきたい。

第一節 各郷の検討

『和名抄』に周防国吉敷郡の郷名としてみえるのは、八田・宇努・仲河・益必・広伴・神前・多宝・八千・賀宝・浮囚²⁾の一一郷である³⁾。『和名類聚抄』二十巻本の古写本・古版本は、高山寺本・大東急記念文庫本・名古屋市立博物館本・伊勢二十巻本・古活字本の五種が現存する。写本によって配列や「浮囚」郷の有無などの相違もあるが、郷名表記などは該当箇所を有する全写本（伊勢

二十巻本は欠）で一致する⁴⁾。

高山寺本	八田	宇努(ウラ)	仲河	益必(夜介比止)	広伴	神前	多宝	八千	賀宝	浮囚	広伴
名古屋市立図書館本	八田	宇努	仲河	益必	広伴	神前	多宝	八千	賀宝	浮囚	—
大東急記念文庫本	八田	宇努	仲河	益必(也介比止)	神前	多宝	八千	賀宝	浮囚	広伴	—
古活字本	八田	宇努	仲河	益必(也介比止)	神前	多宝	八千	賀宝	浮囚	広伴	—

各郷の現地比定については、『県史』における最新の成果（八木二〇〇八）は以下の通りである。まず八田（山口市 矢田）／宇努（山口市 宇野令）／神前（山口市 秋穂二島）／八千（山口市 陶）／賀宝（山口市 嘉川）などについては、かなり明確に比定地を示している。一方、仲河・益必・広伴・多宝・浮囚などについては所在不明としている。

神前郷については論証が煩瑣に渡るので、紙幅の制約から別稿（渡辺二〇二〇B）にゆだねるとして、本稿では以上に紹介した郷名のうち、すでに定説的な位置を占めていた比定地案について、『県史』が受け入れなかった事例から検討をはじめていきたい。同書は、一般向けの自治体史ということもあって判断の背景を説明していないが、結論からいえば的確である。

第二節 多宝郷

具体的には、「多宝郷」の比定をめぐる問題である。これについては、『大日本地名辞書』が「多実郷 和名抄、吉敷郡多宝郷。○原書多宝に作る、今此郡に大海山あり、山陽道の南なる海表に峙ゆ、山麓は即秋穂庄なり、大海疑ふらくは多実にして宝は実を誤れる者なるを。」と述べたのを受け、『防長地名淵鑑』も防府市大道か吉敷郡秋穂町大海に比定して以降、「秋穂」説が有力と見なされてきた。

たとえば『山口県地名考』は『地名淵鑑』の想定について「果してどうか」と、一歩引いた姿勢を取るが、『角川』は「大海村（秋穂町）」の項で「和名抄」に見える多宝郷を多実郷の誤りとして、現秋穂町大海一帯に比定する説がある」と紹介したうえ、「多宝郷」の項では①「多」は「爾」の誤り↓「にほ」（山口市の仁保に比定）、②「宝」は「実」の誤り↓「おおみ」（山口市秋穂町の大海に比定）の二説を紹介している。『平凡社』も同項で両説を紹介したうえで、特に後者が有力であることを述べる。

たしかに「おおみ」と読む場合、①「川畔の袋地」、②「谷奥」・「湾の奥」などの意となるので（鏡味『日本の地名』）、「大海」の立地と合致するようにも思われるが、『県史』はこの説を一顧だにしていけない。何故であろうか。それは恐らく、「大海」説が史料における誤字を認定する際の基本的な手順を逸脱しているからである。そもそも前述の通り、二十巻本『和名抄』郷里部（巻六～九）の古写本は複数伝わっており、それぞれの内容は郷名の読みや掲載順序が異なっている点などから、一覽作成に当たって各本（あるいはその親本）が根拠とした資料が異なっている可能性すら指摘されている。（宮沢 一九七六）。そうした親子関係にない可能性すらある諸本の本文が、いずれも「寶（宝）」字で一貫している箇所について、「實（実）」の誤写とみるのであれば、相当に丁寧な論証が必要となる。そうした点からも、『県史』が「多宝」をめぐる誤字を前提とした仮説を排したことは、適切な姿勢といえる。

以上のような研究の現状を踏まえたくて、「多宝」郷について、もう少し考えてみよう。そもそも「多宝」（誤）↓「多実」（正）という想定だけでなく、「多実」を「おおみ」と読むこと自体に問題がある。『和名類聚抄』に掲載される国郡郷名は、そのすべてに読みが明記されているわけではない。しかし、いずれも一定のルールに則って表記されており、類例を検討することで、ある程度、明確な読みが確定できる。

たとえば「多」字については大量の事例が存在するが、これを「おお」と訓読する事例はなく、多磨（たま）・宇多（うだ）のように「た」「だ」と音読するものばかりである。「宝」字については、やや複雑なので詳しく見ておこう。この字が含まれる地名は、『和名抄』に計七例が存在する。周防国吉敷郡の多宝郷・賀宝郷を除くと、宝飫（ほお）郡（三河国／宝飯・穂とも表記）、飫宝（おほ）郷（遠江国磐田郡／飯宝・大とも表記）、有宝（うほ）郷（美濃国不破郡）、伊宝（い

ほ）郷（周防国玖珂郡）の四例である。このほか、賀宝里（安房国安房郡塩海郷／木簡）がある。また揖保（いほ）郡（播磨国）を揖穂・揖宝・伊保と表記する事例や、大田（おおた）郷（播磨国佐用郡）を邑宝（おほ）と表記する事例の存在も参考になる。以上のような事例を踏まえると、日本の古代社会において地名を表記する際、「宝」字は「穂」「保」などと通用する漢字と見なされており、「ほ」「お」と発音されていた可能性が想定できる⁴⁾。

とすると、「多宝」の読みは「たほ」「たお」などとなる。ここで参考になるのが、地名に関する研究成果である。たとえば『地名の語源』は「タオ：山峠（タワ）。瀬戸内海沿岸と中国地方西部に多い。峠下の集落名としては九州全域に及ぶ」と指摘し、『民俗地名語彙事典』は「タオ ①タオリ（撓り）の約であり、タワゴエの約でもある。タワは尾根のタワのことで、道が山稜の鞍部を越える所で、稜線がやや窪んだような地形を指している。∴山口県では、ひとしくタオと呼びトウゲとはいわない」と説明する⁵⁾。こうしてみると、吉敷郡内の特に大きな峠の麓に広がる集落群を「たほ（たお）」と呼称し、それを郷名に転用したとも考えられよう。

具体的な地域を特定するのは困難だが、とりあえず周防・長門両国の国境に位置し、「大峠（オオタオ）」という地名が遺る地点の周辺が「多宝」という名称の由来である可能性を想定しておきたい。現在の山口市内に残る「大峠」という地名は2ヶ所なので⁶⁾、そのいずれかになる。いずれにしても周防・長門国境に位置する「タオ」を地名の由来とする郷名となる。ただし吉敷の大峠に比定する場合、周辺には宇努郷（北側）・八田郷（東側）・賀宝郷（南側）など、比定地がほぼ確定している郷が並んでおり、郡全体の面積を考えた場合、集中しすぎのきらいがある。消去法で行けば、宮野北方の大峠に比定される可能性が高いように思われる。その場合、多宝郷は、大峠を含む吉敷郡の北方地域に所在する郷だったということになる。

第三節 八田郷

つぎに、『県史』が先行研究の成果を継承した事例（八田・宇努・神前・八千・賀宝）について、その妥当性を検討しておきたい（仲河・益必・広伴・多宝・浮囚については、旧域の比定を行っていない）。このうち「神前」については紙幅の関係で別稿にゆだねるとして（渡辺 二〇二〇B）、まず「八田」に

ついで見ていく。

この地名の読みだが、「田」は「た」もしくは「だ」(訓)でよいとして、問題は「八」である。『和名抄』にはこの漢字を使った地名が多数あるが、結論からいうと「ハチ」(呉音・「ハツ」(漢音)を使った事例は、「八下」(はちげ)・「八太」(はちた)・「安八」(あんぱち)・「八浜」(はちはま)・八万(はちま)・「八多」(はた)など少数の事例に限られる(ほぼ呉音の適用と考えてよい)。これに対し、「や」(訓)を使った事例は多数確認され、ここで問題となる「八田」という郷名だけで11例も確認できる。また、このうちの複数の地名には、読みも示されている。たとえば「八田」(上野国邑楽郡)には「也太」(急本)・「也多」(高本)・「ヤタ」(名本)と、「八田」(加賀国江沼郡)には「也多」(急本)・「夜多」(高本)・「ヤタ」(名本)と、「八田」(能登国能登郡)には「也多」(急本)という具合である。加えて、「八田」(上野国多胡郡)の場合、「矢田」(『続日本紀』和銅四年(七一)三月六日条)とも表記されることから、「矢田」(大和国添下郡)と同音と認識されていたことが確認できる⁽⁷⁾。

「八田」の読みについては、『和名抄』の「八部」(郡名一例+郷名六例)という地名が参考になる。計七例のうちの郡名(撰津国八部郡)は、中世に「八田郡」と表記される場合が多くなることや、『和名抄』(急本)に「八田郡」と表記されていることから、当初から「ヤタベ」と読んでいたと考えられる。太田亮『姓氏家系大辞典』などが指摘するように「八部」(撰津国八部郡)は「矢田部」(『新撰姓氏録』撰津国神別)と関連しており、これらの地名を「ヤタベ」と読んでいた可能性は高い。こうした表記法は、「制。畿内七道諸国郡郷名、着「好字」」(『続日本紀』和銅六年(七三)五月二日条)という指示に基づき、好い意味の漢字二文字で揃え際に生じたものだった(後一九三四・井出一九七三・猿田一九九五・今野二〇二二・橋本二〇一三)。「八田」の場合、「ヤタ」と読んだか「ヤタベ」と読んだか不明だが、語源自体は同じと考えてよからう。ちなみに元和三年(一六一七)刊行の古活字本には「ヤタ」と傍訓が付されている⁽⁸⁾。

以上をふまえて地名の由来を考える際には、「為「八田若郎女之御名代」、定「八田部」也」(『古事記』仁徳紀)という記事が注目される。これによれば「八田部」地名は、応神天皇の娘八田(矢田)皇女の名代(奉仕する集団)として設定された「八田(矢田)部」との関連が推測されることになる(楠原一九八一の「や

た」項)。矢田部は『新撰姓氏録』左京神別上・撰津国神別などに掲載される氏族で、諸情報を総合すると物部氏の支族と推定される(佐伯一九六三)。ただし、八田皇女の名前自体が、先行して存在した自然地名に由来する可能性も指摘されており、その場合、「やは「湿地」タは「処」の転」と分解できる(楠原一九八一の「やたべ」項)。

つまり吉敷郡の「八田」郷の場合、単に湿地(自然地形)に由来する「ヤタ」とみるのか、自然地形「ヤタ」に由来する「八田皇女」と関連する「八田部」が置かれた地域であるのか、いずれかと考えるのが妥当ではないか⁽⁹⁾。

なお周防国の事例に関する先行研究によれば、「八田 今ハ矢田と書リ」(『注進案』矢田村 名所旧跡)とあるように、近世末の段階で「八田郷」の故地を現在の大内⁽¹⁰⁾ 矢田と想定し、この見解は通説化している(『平凡社』・『角川』)。ただし名称の由来については、『防長地名淵鑑』が「古へ矢田の部曲の居所なるべし」として八田皇女の名代「八田部」との関連を想定するのに対し、『山口県地名考』は「八田(八田部)・矢田(矢田部)は仁徳天皇の皇后八田雅郎女の御名代田というが、これは余り信用できない」として「低湿地」説を採る。いずれの説に依るか、現時点で断定すべきではあるまい。

第四節 宇努郷

「宇努」の読みについては、『和名抄』高本の記載をめぐって解釈が分かれる。たとえば池辺弥『和名類聚抄郡郷里駅名考証』が「宇努(ウラ)」と片仮名で翻刻する箇所について、『県史』は「宇努(宇)」と漢字で翻刻している。『和名抄』郡郷部は未定稿と考えられるので⁽¹¹⁾、「宇」一文字だけ附訓して作業が放棄された可能性もないわけではないが、高本のなかで漢字一文字で附訓された事例は、このほか以下の五例に限られる。

- 「三太(美)」(越前国丹生郡)
- 「三田(美)」(安芸国高田郡)
- 「温泉(由)」(但馬国二方郡)
- 「温泉(由)」(石見国邇摩郡)
- 「毗伊(比)」(筑前国早良郡)

このうち冒頭の二例は、「三」に対する附訓であろう。残りの三例は、先述した「好字二文字」化の過程で一音の地名を漢字二文字化する必要が生じた結果、

「温泉」と表記して以前の通り「ゆ」と読む事例、「ひ」という地名を「毗伊(ひい)」と伸ばして表記した事例(これは木国→紀伊国と同パターン)と考えられる。しかし、もし漢字一文字で附訓されていたとしても、本文と同じ文字で附訓しては注釈の意味が無かるうし、「宇努(宇)」の事例はこれらとは相容れないように思われる。

そこで高本(郡郷部)における附訓の傾向を確認してみると、冒頭の数カ国では、郡名のみ片仮名で、郷名は万葉仮名で附訓されている。ところが、一部の国(たとえば下野国・紀伊国など)では、郷名の附訓で万葉仮名と漢字が混在する現象が生じている¹²⁾。こうした状況も念頭に置くと、周防国の場合も混在している(↓宇努への附訓は片仮名「ウラ」と考える余地が生じてくる。この部分、名本が「ウラ」と附訓していることも念頭に置けば、片仮名で読んでも問題なからう。

ところで、これだけ議論を引き延ばしたうえで申し訳ないが、この部分の『和名抄』の附訓「ウラ」は誤りであろう¹³⁾。『和名抄』のなかで「努」字を含む地名の読みを確認しておく、たとえば「伊努(いぬ)・布努(ふぬ)など」と読まれることにくわえ、「阿努(あ)と読んだり、『和名抄』の「信太(しのだ)を他史料で「志努田」と、「安濃(あのを)を「安努」と表記する事例が見いだせる。こうした地名から、「努」字は「ヌ」・「ノ」の二音(異音)を示す漢字として使われていたと考えられる¹⁴⁾。とすれば、「宇努(ウラ)」は、「ウノ」・「ウヌ」のいずれかの誤写と推定される。字形からすると「ヌ」のように思われるが、元和三年(一六一七)刊行の古活字本に「ウノ」とルビが振られている点も踏まえれば、「ノ」の可能性もあろう。

このように「宇努」を「ウノ(あるいはウヌ)」と読む場合、類似パターンとして播磨国佐用郡の地名が注目される。もともと「有怒」と表記していた地名が、前述した和銅六年の好字表記への転換により「雲濃」となり(『播磨国風土記』讃容郡雲濃里条)、これが『和名抄』の段階までに「宇野郷」と表記されるようになったらしい。また同国大田郷の地名についても、「久都野」後、改而「宇努」(『播磨国風土記』讃容郡邑宝里条)という経緯で、「宇怒」と改名が行われたことが確認できる。

特に後者の事例は、周防国吉敷郡の「宇努」という地名の由来を考える際、興味深い。先行研究によると、地名「ノ」は、①「野」の意、②「の」(格

助詞)の2種類に分けられる(鏡味『日本の地名』の「ウノ」項)。播磨国の事例に見られる「野」→「努」という表記の変化が、周防国の場合にも直接適用できるかはさておき、これらの表記が考案された可能性が高い奈良期において、「の」は二種類の音に分かれており(上代特殊仮名遣い¹⁵⁾)、仮名が存在しなかった当時の表記法として、それぞれ甲類(野努濃奴怒)・乙類(之乃能)で異なる漢字が当てられていた。そのため、たとえば格助詞「の」に当たる用法は、名詞の「の」とは区別して発音されていた。郷名「宇努」の場合、甲類の漢字が当てられていることを踏まえると、先述した地名の由来のうちでは、①「野」の方に該当する可能性が高いことになる。実際、全国の「ウノ」という地名の分析によれば、「ウ」は「大」、「ノ」は「野」の意とするのが定説とされている。¹⁶⁾

周防国吉敷郡にあった「宇努郷」の故地については、近世の『注進案』が「宇努 今(は)宇野と書く、宇野令是なり」(同書上宇野令)と指摘して以降、「宇野」という地名が残る現在の山口市の市街地一帯を想定することで意見の一致を見ている(『山口県風土誌』・『防長地名淵鑑』・『平凡社』・『角川』ほか)。地名の由来については、「一ノ坂川を中心にして左右が広い野原であることから出たもの」(『山口県地名考』)とする想定が無難であろう。

ただし、この地名は河内国讃良(さらら)郡の「宇努(菟野)」(現在の大阪府四條畷市を中心とする地域)と関連する可能性もある。百濟(あるいは新羅)系渡来人の「宇努」氏が居住し、持統天皇(鸕野(う)の皇女)との強い関連が想定される地域である(直木一九六〇・佐伯一九八三)。単に自然地形に由来して「ウノ」という地名を共有するに過ぎないのか、あるいは持統天皇の名代「宇努」が周防国に設置されていた名残が郷名に反映しているのか断定は困難だが、一つの可能性として提示しておきたい。

第五節 八千郷(駅)

まずは読みだが、『和名抄』郡郷部にみえる「八」の使われ方については、八田郷の項で検討した。その結論によれば、「ハチ」(異音)・「ハツ」(漢音)と音読みする事例は少数に限られ、一般的には「や」と訓読する傾向が見られた。「千」についても見ておくと、「セン」(異音・漢音)と読む事例は確認できず、千葉(ちば)・千代(ちよ)のように「ち」と訓読したと考えられる。とすれ

ば、「八千」は二文字とも訓読して「やち」と読んでいた可能性が高い。

比定地については諸説あり、たとえば『大日本地名辞書』は台道(防府市台道)を、『防長地名淵鑑』は矢地(山口市鑄銭司大村)あたりに比定する。前者の見解に対しては、歴史地理学の分野からは、駅間の距離や立地、あるいは「台道」という地名の由来などを巡って否定的な見解が示されており(水田一九七八・木下二〇一三)、現状では後者の説が有力である¹⁷⁾。近世の『注進案』が、中世の古文書まで遡って当地に「矢地」という地名が存在したことを示した後、『県史』(館野二〇〇八)を含む以降の諸説が同様の見解を採るように、この「矢地」が「八千」の遺存地名である可能性は高い。

ところで『和名抄』には、もう一例「やち」と読んでであろう郷名が掲載されている。「陽知」(越中国砺波郡)は、陽胡(やこ)・賀陽(かや)などの類例から「やち」と読まれた可能性が高い。これらの地名「やち」の由来を巡っては、湿地を意味することが指摘されている¹⁸⁾。実際、周防国の場合も、「八千郷」比定地の付近は標高が低く、わき水が多い地域で(山口大学二〇一八)、こうした現状も比定の確さを傍証すると考えてよい。

第六節 賀宝郷(駅)

賀宝をめぐっては、山口市嘉川を遺存地名として、その周辺を故地とする見解が定説化している。立地や前後の駅との距離関係などから見ても、当地に駅が置かれていた可能性は高い(水田一九七八・武部二〇〇五・館野二〇〇八)¹⁹⁾。

ただし、遺存地名「嘉川」との類似性を強調するために、特殊な読みを想定する見解には同意しかねる。こうした見解は、富永春部『諸国郡郷考』の「旧くハカ、ホと云けんをハ、ホの通音にてカ、ハとなり終にハ賀川と川字を書やうにも転り来れるなりと近藤芳樹いへり」とか、それを受けた御蘭生翁甫『防長地名淵鑑』の「カガホと訓むべし。元、加賀宝杯と三字連ねたりしを二字に改められしなり。…ガホ、ガハ一声の転なり」などの主張によって通説化した(『平凡社』・『角川』も、この見解を定説として紹介する)。つまり「カガホ」という三字地名を「賀宝」と表記し、それがさらに「ガホ」↓「ガハ」と転訛した結果、「嘉川」という現行地名に至ったと想定するのである。しかし、当初「カガホ」と読んでいたと推定できる根拠は一切なく、「嘉川」という遺存

地名を重視しすぎた結果の循環論法といわざるを得ない。

その郷域を考える材料は、他の郷よりも豊富である。というのも中世荘園賀宝(賀保荘)に関する史料が残されているからである(国守一九七三・蘭部二〇〇七)。それによれば、当荘は現在の阿知須(山口市の南部)から岐波(宇部市の東部)までを含む地域に広がっていたと考えられる。つまり「嘉川」から南側、つまり吉敷郡の南端全域が「賀宝」郷の故地だったと推定されることになる。この荘園の正確な成立時期は不明だが、興味深い想定が提示されている。「貞観九年(八六七)六月十一日 安祥寺伽藍縁起資財帳」(『平安遺文』一六四)に見える「在周防国吉敷郡□保庄田券文一卷」²⁰⁾について、「当(賀保)荘のことか仁保荘のことか確定的でないが、仁保荘は山城法勝寺領であったことから、山城安祥寺領であったのは当荘である可能性が高い」(『角川』)というのである。もしこの推定が正しければ、遅くとも九世紀までに賀宝郷には安祥寺(京都市山科区)領の荘園が形成されていたことになる。

地名の読みについては、例の如く『和名抄』に見える他の地名から探っていく。まず「賀」だが、明確に訓読みしている事例は見いだせず、いずれも伊賀・芳賀・滋賀のような「ガ」(呉音)か、賀茂・賀美・那賀のような「カ」(漢音)で読まれている。現行の「嘉川」が遺存地名である可能性を視野に入れ、中世の「香河」(今川了俊『道ふりゆき』)という表記も参考にすると、濁音「ガ」ではなく「か」と発音していた可能性が高い。

つぎに「宝」について。漢字の音は「ホウ」(呉音・漢音)だが、実例では宝飩(穂・揖保・揖宝)など多くの地名で「穂」「保」表記と通用している(宝飩「大」のような事例も、ほぼ同様に考えてよからう)。中世には「賀宝」を「賀保」と表記する事例もあるので、万葉仮名として一字音を表示する場合と同様に「ホ」を表記していたと考えべきだろう。ただし、その「ホ」音はそれほど強い意味合いを持っていなかった可能性が高い。というのも、同じ奈良期の地名で、安房国安房郡塩海郷(現在の館山市塩見)に存在した「賀宝里」の場合も(平城京(二条大路大溝)跡出土木簡から確認できる地名)、後世の遺存地名は「香村」・「大賀」などに限られる(佐藤一九九三)。周防国の事例で、「ホ」音が落ちて「香河」(前述)などとなった可能性がある点もふまえると、地名の主要素は「カ」音の方に含まれていた可能性が高い。

残念ながら、地名の由来は不明である。先行研究では「カガとは「草地になっ

た平坦地」：また「芝草、草原」などのことともいうから、このカガワはカガワラから出たものか。この場合のワラ(原)は：「集落」のことであろう(高橋一九七八)。「カガ(芝地)・ホ(穂、峰)で、「採草地になった峰」か、あるいはカガはカケ(欠)の転でホは「先端」の意か(楠原一九八一)などの見解も提起されている。しかし、いずれも「カガホ」という根拠の確認できない読みを前提に論を展開しており、依拠できない。

管見の限りで類似の固有名詞を挙げておくと、渡来系の「下部奈弓麻呂」・「下部文代」(『日本後紀』延暦十八年(七九九)十二月五日条)などの下部(かほう)という姓や、白山信仰で本地を虚空蔵菩薩とする加宝(賀宝)王子(越前国を中心に神社が点在する)などを思いつくが、直接関係する徴証は示せない。何かの自然地形を由来とする地名であるかもしれない。

第七節 益必郷

この郷については、まず漢字表記の珍しさが注目される。吉敷郡の地名には、全体的にそうした傾向が見えるとはいえ(「おわりに」を参照)、なかでもこの郷名の表記は異例である。

まず、その読み方だが、「益」は、益気(やけ)・益救(やく)などのように「ヤク」(呉音)を転用した「ヤ」音を示す万葉仮名として使われる事例と、益田(ますだ)・益原(ますはら)・益頭(ましず)・益城(ましき)などのように「ます」(訓)と読まれる事例に大別される。一方「必」は、必佐(ひつさ)・必志(ひし)のように音読される事例ばかりである(この場合、「ヒチ」(呉音)・「ヒツ」(漢音)いずれで読んでいるのかは不明)。以上の情報に基づくと、「益必」は「やひち」「やひつ」「ますひち」「ますひつ」などと読むことになるが、これでは意味をなすまい。

そこで『和名抄』の付訓を参照すると、「夜介比止」(高本)・「也介比止」(急本)・「マケヒト」(名本²¹)のほか、元和三年(一六一七)刊行の古活字本には「ヤケヒト」+「也介比止」とある。つまり、誤記のある名本をのぞき諸本ともに「ヤケヒト」という訓を注記している²²。

ここで問題となるのは、どうして「益」を「ヤケ」と、「必」を「ヒト」と読めるかである。この点を、先行研究(蜂矢二〇一一)に依拠しつつ確認していきたい。結論からいうと、ここでの表記法は「二合仮名」と呼ばれるもので

ある。漢字一字で二音を表記する際、韻尾に母音(無表記)を加えて読むことを求める方式だが、通常は定型パターンに基づいて読みを類推できる。日本語の音を、中国の漢字を用いて表記する以上、正確さを求めるならば万葉仮名を一字一音方式で当てていくのが望ましいのだが、そこまでの煩雑を避けて類推の可能な範囲で省略を進めた表記法といえる。

具体的には、二音の日本語を表記する際、一音目はきちんと一致させ、二音目については近似する音の漢字で済ます(二音目の韻尾を別の母音に置き換えることで正確な音が復元される)という方式である。『和名抄』の郡郷名の場合、約四六〇〇件(九二〇〇文字のうち、延べで一六八例(1.8%)にこの手法が採用されている。一字目の事例(一一六例)では、内訳は+a(三八)、+i(二四)、+u(四二)、+e(二)、+o(二〇)となっている。二字目の事例(五二例)では、同じく+a(一一)、+i(二九)、+u(六)、+e(〇)、+o(五)となっている。つまりほとんどの場合、読み手には二音目の母音をa・i・uのいずれかに置き換えることで、既知の別の言葉を確認(本来の音を復元)する作業が求められることになる。

ここで問題となっている「益必」の場合、まず「益」には、YaKe| (呉音) ↓YaKe| という処理を施す作業が求められる。ところが『和名抄』の他の事例を見る限り、k韻尾を+eで処理する事例は存在しない。二合仮名の全体を見ても、計2例しか見いだせない破格の表記法といえる。つぎに「必」には、HiTi| (呉音) ↓HiTo| という処理を施す作業が求められる。この韻尾に+oの事例も非常に少なく、全体の割に満たない。このように「ヤケヒト」という付訓が正しいとすれば、母音の加え方が異例で原音の復元が困難なうえ、二文字ともに二合仮名を使うという異例の表記方式を採用するのが「益必」ということになる(原音を認識している人以外には、正しい読みを類推できない)。

ちなみに周防国内の郷名で、ほかに二合仮名を用いているのは「達良」(佐波郡)だが、ここでは一文字目のみにt韻尾+aという一般的なパターンを当てている。この表記は木簡にも見える(「達良君」)し、同名郷は安房国平群郡にもみえ両郷ともに「多々良」の異表記を併存させている点から、汎用性の高い二字表記と考えてよく、「益必」の事例と同日には論じられない。

なお付言しておくが、「ヤケヒト」という地名に「益必」という漢字表記を宛てた人物は、選字の姿勢に変わったこだわりを感じさせるとはいえ、文字に

ついでに素養が低くてこのような混乱を生じさせたわけではない(この点については、「おわりに」で再論する)。たとえば「必」字は、音仮名として用いる場合、「ヒ(甲類)」であり、「人」(ヒ(甲類)+ト)を表記する際に、上代特殊仮名遣いのルールを踏まえた適切な選択である。とはいえ妙な工夫を凝らさずに、「ヤケ」を表記する際には、類例(大宅・大家・三宅・御宅・小宅・下宅)に基づいて「宅」・「家」などと、また「ヒト」を表記する際には、同じく類例(園人・伎人(くれひと)・穴人(ししひと)・良人(よしひと))に基づいて「人」と表記すればよかつたのではないかと、個人的には考えてしまう。

最後に、郷名「ヤカヒト」の由来については、『大日本地理志料』が「家人部の居所」と指摘して以降、『防長地名淵鑑』も継承するなど、この見解が通説化している(『平凡社』ほか)。呼称に「ヤカ」「ヤケ」を含む氏族としては家部・宅部・家人部などが確認されており、中国・九州地方に集中的に分布している。その名称の由来は「ヤケヒトはヤケーヒト(宅人・家人)の意」²³⁾、「豪族に属した部民に由来する氏族」(『日本古代氏族人名辞典』「宅部氏(やかべし)」項)などとされる。

ただし氏族名はともかく、郷名にまでなるような「ヤケヒト」が特定の氏族の私有民に由来するとは考えにくい。類似地名は宅部郷(肥後国益城郡)くらいしか確認できないが、さまざまな氏族に仕えた多種多様な「ヤカベ」の存在を、何の制約もなく郷名に反映できたとすれば、全国においてこの程度の数では済むまい。ここで注目されるのが、同じ吉敷郡の仲河郷に御厨(一〇世紀)が存在した事実である(後述)。つまり吉敷郡には、早い時期(郷名を設定する以前の段階)から中央政府の直轄地が置かれていた可能性がある。とすれば、吉敷郡の「ヤケヒト」とは中央と直接関係を結んでいた「ヒト」ということになり、地名化する際のハードルは低いように思われる。

このように考える場合に注目されるのが、律令制下の税目のうち、吉敷郡からは調が塩で貢納されていたという事実である。調の納入に当たって「塩」が指定された地域は、全国でそれほど多くない。そのうちの若狭国遠敷郡・備前国児島郡などにおける実態を分析した先行研究の成果によれば、三家(ミヤケ)里(のちの郷)に居住する三人(ミヤケヒト)が中心となって、製塩や中央政府への貢納作業を進めていたことが明らかになっている(狩野 一九七〇・平野 一九八五・館野 一九九六)。周防国吉敷郡の場合も、郡内にそのような組織が

設定され、中心を担っていたのが「益必」郷に居住する「ヤカヒト」だったと考えられるのではないだろうか。

なお益必郷の比定地について断案はないが、比較的的環境が整い、早い時期から開発が進んでいる地域が想定される。吉敷郡の「ヤカヒト」の仕えていた対象が中央の勢力である場合は、海運で物資を輸送しやすい沿岸部における展開を想定するのが自然だろう。具体的な根拠はないが、若狭国などの事例と類似する存在形態だったとすれば、国内の塩業(渡辺 一九九四・八木 二〇〇一・羽鳥 二〇一三)が盛んだった地域に存在していた可能性を想定するのも一案ではないか。その場合、八千郷の比定地の南方、現在の秋穂地区が有力な候補地となる(24)。

第八節 広伴郷

先ず地名の読みだが、古代の事例の場合、「広」は「ひろ」と訓読する事例ばかりで(広瀬・広田・広岡・広沢など)、「伴」も「とも」と訓読する事例に限られる(伴部・長伴・伴野など)。郷名「広伴」が確認できる駿河国安倍郡・陸奥国伊具郡・周防国吉敷郡の三例のうちでも、駿河国の事例に「広伴(比呂止毛)」(急本・高本)と附訓されたり、「ヒロトモ」(名本・元和三年(一六一七)刊行の古活字本)と傍訓が付されるところからは、他国の事例も「ヒロトモ」と読んでいた可能性が高い。

問題は名称の由来についてだが、周防国の事例について、先行研究では『防長地名淵鑑』が『大日本地理志料』の見解を継承し、大伴氏が国司として下向した後、その子孫が居住した地とする見解を示す。しかしこの想定は、「根拠があるわけではない」(『平凡社』)。そもそも郷名が設定された時期は、律令制に基づく国司制度の施行草創期である。この段階で国司土着や子孫居住などが発生する余地はなく、思いつきの域を出ない仮説といわざるを得ない。比定地についても、岐波(『大日本地理志料』・榎野川下流(『大日本地名辞書』)など諸説あるが、いずれも具体的な根拠は示されていない。このように、この郷については不明な点が多い。

駿河国安倍郡の広伴郷についても、近世の段階から大伴氏との関係を想定する説が提起されているが(原 一九九四)、これにしても「伴」一字から想像を広げた仮説に過ぎない。地名研究の分野においても、たとえば「陸奥国宇多

郡長伴郷、同国伊具郡広伴郷、駿河国広伴郷(『和名抄』の「長」「広」は、長宗我部・香宗我部(土佐国)と同類で、一種の区別的称呼として冠した)(池田一九七七)とする見解もあるが、中世以降の表記法を古代前期に適用する論法は説得力に欠ける。以上のような見解については、「大伴氏に由来するという説は必ずしも絶対とはいえず、トモが何かの地形を表わす語である可能性もある」(『古代地名語源辞典』)という批判を視野に入れるべきだろう。

名称の由来について、決定的な代案を提示できるわけではないが、いくつかの地名辞典を見てみると、示唆的な見解が述べられている。たとえば『民俗地名語彙事典』「ヒロ」項は「低地の地名にヒロがある。…ヒロは普通、広い所の意に解されているが、広のつく地名の現地は必ずしも広いとはいえない。…ヒロ地名のほとんどは浸水被害の歴史をもっており、…低地か広い土地かを見きわめる必要がある」と説明する。

同書は「トモ」についても、興味深い事例を紹介する。一つは、「広く連なっている田んぼ」の意で用いられる「トモ」、これは岐阜・三重より東の地域の地名に残る。もう一つは九州を中心とする地域の地名で、「トモ(塘)は、元来、水を堰いただけの池のこと…道路にしている川や貯水池などの堤防を九州でトモというが、開拓地の堤防をもトモという」²⁶⁾。二つの用法は似通っており、おそらくは水利作業と関連する何らかの共通の語源から派生した地名なのであろう。

こうした事例によれば、「ヒロ」や「トモ」は、水湿に関係する地名ということになる。周防国の場合、具体的な遺存地名は確認できないが、地名の意味を重視すれば、たとえば樫野川・仁保川・一ノ坂川の合流する地点(現在の山口市平井あたり)が一つの想定地となりうる²⁶⁾。その場合、宇努(北側)八田(東側)・八千(南側)・賀宝(西側)に囲まれた狭い範囲となってしまう点で疑問も生じるが、いずれにせよ山口盆地内の河川流域に位置していた可能性は高からう。

第九節 仲河郷

仲河は、元和三年(一六一七)刊行の古活字本に「ナカカハ」と傍訓が付されているが、古写本には読みがみえないので、他の類似の地名から読みを確認しておこう。まず「仲」は、仲村・仲津・仲川など訓で読む事例ばかりである。

これに対し「河」は、河内国・三河国をはじめ「かわ」(訓)と読む事例が多数であり、駿河国のように「ガ」(呉音)と読んだり、多河郷(山城国綴喜郡)のように「カ」(漢音)と読む事例も散見はされるとい程度である(多可郷の場合、「多河」(急本)・「多可」(高本)のほか、「高」(『万葉集』二七七番歌)なども表記する)。

とすれば、古活字本のように「ナカカハ」と読んでよいかというと、必ずしもそのように断定はできない。というのも、『和名抄』に見える「中〇」「仲〇」という地名(たとえば中家・中山・中井・中間・中屋など)の多くは、木簡などの関連史料に見える異表記によれば「なかつ〇」と読むべき地名と判断されるからである(「つ」は上代の格助詞で、「まつげ」(目の毛)のように用いる)。

この点を、「なかつがわ」と読む可能性のある郷名(周防の事例を除いて二例)で確認しておこう。まず「仲川」(大隅国桑原郡)の場合、『和名抄』に「仲川(国用中津川三字)」と明記されており、「なかつがわ」という地名に好字二字を適用した結果、「仲川」の二文字で表記するようになったという背景が確認できる。つぎに「中川」(播磨国佐用郡)の場合、故地と比定される新宿(佐用郡佐用町)付近で発見された嘉慶二年(一三八八)の年紀を持つ宝篋印塔の側面に「播磨国」「中津河」の銘があることなどから、「なかつがわ」と読んでいたことが確認できる(高橋一九九五)。以上のような傍証から、周防国の場合も「なかつがわ」と読んでいた可能性も想定されるので、近世の古活字本の傍訓をそのまま受け入れてよいかどうかは難しいところである。

ちなみに地名の由来については、播磨国の中川の事例が伝わっている。それによれば「中川里(土上中)所_三以名_二仲川_一者(仲川里(土は上の中なり)仲川と名づくる所以は)…故、川号_二仲川里_一故に、川あれば仲川里と号す」(『播磨国風土記』讃容郡)とあり、大きな川(佐用川)が流れていたことが里名(のちの郷名)の由来となったことが分かる。

こうした類例からすれば、周防国の事例も、川と関連する地名であることは想像に難くない(「中川」と書けばよいところを、わざわざ「仲河」と書くあたり、吉敷郡の他の郷名と同じく大仰な印象は否めないが)。まずは先行研究が、仲河郷をどこに比定しているか確認しておこう。近世末期の『注進案』(御堀村)では、水上川(仁保川の下流部分の呼称)の下流部分を「中川」と称している。御菌生翁甫『防長地名淵鑑』は「仁保川の末今も中川と云ひ、中川と問田

川にて挟める地をも中川と名づけ、中川に中川橋あり。是等皆仲河郷名の遺なり」と述べたうえで、中川の地名が残る地点（現在の大内御堀）を中心に仲河郷の故地を比定し、この見解は辞典類でも紹介されている（『平凡社』・『角川』）。

しかし、この比定は大きな誤りではないにしろ、範囲を狭めすぎである。そもそも「なかつがわ」とは、地名研究における成果によれば、「ナカ（中）・ツ・カハ（川）」で、ツは古い助詞。三本並んでいる川の中央の川の流域にあたり、「真ん中の川」の意で川の呼び名」であり（『古代地名語源辞典』）「なかつがわ」項、このことは御菌自身が「仁保川は三川の中央なれば中川と名づく」（『防長地名淵鑑』）と述べているとおりである。

かつて「仲河（中川）」とは、西から順に榎野川・仁保川・問田川と並ぶなか、現在の仁保川の全体（下流域の水上川や中川の部分を含む）を指す呼称だった。「仲河の名は、問田川と榎野川（天神川）との中間にある仁保川の古名であったとみてよい。よってその仲河の流域に存在する村が仲河と呼ばれたのである。大内の長野から上、仁保の北部までの総称が仲河であった」（内田 一九八七）と考えるべきで、仲河郷とは現在の仁保地域の全体を指す地名ということになる。

なお平安中期の史料で、都の清胤王から任期終了後も任国に留まっていた前周防守へ送られた書状のなかに「長嶋・仲河・小江・竈門四箇御厨」（『康保三年（九六六）五月三日 清胤王書状』『平安遺文』二九〇）という記載がある²⁷。これによれば、一〇世紀の仲河郷には宮内省内膳司の管轄する「御厨」が存在し、中央に贄（二へ）を貢納し続けていたことが判明する²⁸。つまり、この地には中央の政府機構と直接つながりを持つ勢力（贄人たち）が存在したことになる。源平合戦の後、西遷御家人として平子（三浦）氏が仁保荘に入部してくるまで、吉敷郡内で彼らがそれなりに大きな発言権を行使していた可能性も想定されよう²⁹。

第十節 浮囚郷

「浮囚」とは、エミシ（古代の東北地方の住民）のうちで中央政府に帰順した人々のことである。政府はその一部を全国各地に強制移住させ、移住先に浮囚（俘囚）の地名が残されたとされる。周防国内では、たとえば藤生（ふじゅう、岩国市）がその故地とも想定されている³⁰。また吉敷郡に「浮囚」郷があっ

たことも注目されている³¹。

周防国の浮囚郷の所在について、かつて御菌生翁甫『防長地名淵鑑』は、近藤清石の見解も踏まえつつ、榎野（ふしの）川³²という呼称が「浮囚」の訛りである可能性を想定し、沿岸にあった臥附（山口市小郡上郷）・節・伏付（山口市平川）などの地名にも注目している。ただし御菌生の「榎野＝浮囚野」説に対しては、浮囚の全国への配置が始まっていない奈良時代の段階で、吉敷郡に「榎野」地名が存在していたことなどを理由に、否定的な見解が提示されている（下向井二〇〇八）。

このように浮囚郷の所在は不明だが、従来から開発が進んで人口密度の高い地域は、避けて設定されただろうことは想像できる。つまり内陸の空閑地に加えて、沿岸部のうちで生産力の低い（＝平地の少ない）地域も候補として考える必要がある³³。比定地を判断できる情報は皆無だが、とりあえず消去法で、他の郷が比定されていない現在の小鯖地区（山口市）にあった可能性を想定しておく³⁴。

おわりに

以上、本稿では吉敷郡（現在の山口市＋宇部市の一部）に所在した古代の郷名を取り上げ（神前郷を除く）、名称の由来や比定地などについて検討を加えてきた。作業の過程で感じたのは、どうやら当郡の郷名には、意図的に仰々しい漢字が選ばれているということである。この点について、最後に考えておきたい。律令制下において、公文書を作成する際に用いる「大字」表記では、地名表記に止まらず、全体に見栄えのよい文字を用いる傾向があった。とはいえ吉敷郡の事例は、一般的な表記の傾向を越えて、そうした指向性が強く見られる。たとえば「宇努」は、通例からすれば「宇野」と表記すれば済む事例であり、「の」をわざわざ「努」と表記するのは、全国的にも少数であることは前述した通りである。「やち」を「八千」とするのも、たとえば「矢知（智）」でもよいはずで、読みやすさよりも文字の意味重視の選字をした結果といえる³⁵。こうした傾向は、複雑な字形を選択する傾向にも繋がってくる。たとえば、「仲河」（計一四画）の場合、播磨国佐用郡中川郷のように「中川」（計七画）と表記すれば、半分の画数で済む。「益必（ヤケヒト）」の場合も、「益」（一〇画）

+「必」(五画)ではなく「宅」(六画)+「人」(二画)と書けば半分の画数で済む。「多宝」・「賀宝」の場合も、「寶」(二〇画)ではなく「保」(九画)と書けば半分以上の画数で済むことになる。

このような選字の傾向が、周防国の他郡で強くないことを踏まえると、郷名に当てる漢字の選定作業は、郡単位で原案作成されていた可能性も想定される。『和名抄』に記載される多くの郡・郷名表記は、和銅六年(七二二)の好字への変換指示に基づいて生み出されたと考えられる。実際、郡内の郷名表記のうちでも、奈良期のうちに失われた上代特殊仮名遣いが正確に反映されている益必(やかひと)・宇努(うの)などの存在を踏まえると、奈良期の選定である可能性が高い。とすれば八世紀初頭の段階の吉敷郡衙には、『字書』のたぐいを見ながら漢字表記の適否に関して、自律的に判断しうる高度な識字能力を持った官人が勤務していたことになる。

吉敷郡³⁶の郡衙所在地に関する有力な情報は存在しないが、当時の山口盆地内における識字水準を考える際に注目されるのが「八世紀の土器と共伴」(横山二〇一六)した音義木簡である。地域・時期による偏差もあるが、こうした遺物の存在は、律令制施行期における吉敷郡における地方官人の素養の高さを示すものと考えられよう。

注：

(1) 以下

『日本歴史地名大系三六 山口県』平凡社、一九八〇年(↓『平凡社』)

『角川日本地名大辞典三五 山口県地名大辞典』角川書店、一九八八年(↓

『角川』)

長州藩編／山口県文書館翻刻『防長風土注進案』山口県立図書館、

一九六〇年(↓『注進案』)

『山口県史 通史編 原始古代』山口県、二〇〇八年(↓『県史』)

鏡味完二『日本の地名』角川書店、一九六四年(↓鏡味『日本の地名』)

松尾俊郎『日本の地名—歴史のなかの風土—』新人物往来社、一九七六

年(↓松尾『日本の地名』)

のように略称する。

(2) これらの郷名について、池辺一九八一は「八世紀後半から十世紀前半、

ことに九世紀」の実態を反映した記載と指摘する。なお『和名抄』未載の「吉敷郷」の存在を想定する論もあるが(『日本地理志料』・『防長地名淵鑑』・高橋一九七七ほか)、根拠は薄弱である(八木一九八三)。実際、たとえ山口県内だけ見ても、大嶋郡(周防国)に大嶋郷はなく、豊浦郡・大津郡(長門国)にも郡名郷は存在しない。郡名郷・郡家郷などがすべての郡に設置されているわけではないことは、『和名抄』を一覧すれば明らかであろう。(3) 二十巻本『和名抄』の該当箇所については、池辺一九八一・馬淵一九七三・同二〇〇八のほか、天理図書館一九七一・古辞書叢刊行会一九七三・名古屋市立博物館一九九二を参照。写本系統については、宮沢一九七六なども参照。配列に意味を見いだそうとする先行研究もあるが、現時点では十分な論証を伴った仮説は提起されていない。諸本における郷名配列の違いについては、不破一九九六を参照。なお写本については、天理図書館本を「高本」、大東急記念文庫本を「急本」、名古屋市立博物館本を「名本」と呼称する。

(4) なお地名「ほ」を表記する際は「保」「穂」、「お」を表記する際は「小」「尾」「麻」「飲」「雄」の方が一般的である。この点は「賀宝」項で再論する。(5) 山口県で、「埜」を「たお」と読み、埜越・越埜・大埜のように、「峠」の意で用いることについては直良一九七六も参照。

(6) 高橋一九七九は、「大峠(オオタオ) 山口市吉敷から美祿郡へ越すところ、すなわち周防・長門の国境にある大峠は古くから知られている」とする(山口市吉敷)。このほか、すこし北方に別ルートで長門国阿武郡に抜ける道があり、その最高峰に「大埜」という地名が残る(山口市宮野下)。

(7) 現存名字・地名の「八田」の多くは「はた」・「はった」と読むのが通例だが、これは「秦」の二文字表記と考えられる。古代地名の「八田」は加賀国江沼郡・能登国能登郡の事例で中世の「八田郷」へ、丹波国何鹿郡の事例で中世の「八田荘」へ表記上も連続するが、おおよそは「はた」の区別の必要もあってか、中世以降、邑楽郡八田郷(↓谷田/矢田)・三河国幡豆郡(↓矢田)・備後国下道郡(↓矢田)のように別表記へと変更される。(8) 『和名抄』急本は大半の訓注を万葉仮名のみで表記しているが、高本では万葉仮名と片仮名が混在する。また名本は、一貫して片仮名を傍訓形式で付している。こうした傾向について、名本の傍訓は高本系写本の訓注を

- 片仮名化したものであることが指摘される(蜂矢二〇一四)。古活字本に見える片仮名表記の附訓も、漢字表記の附訓より後次的に発生したものと推定されるので、判断の際は二次的な材料とするにとどめるべきだろう。
- (9) この外、「ヤタ」地名には「矢田寺・矢田地蔵にちなんだ」事例もあるが(鏡味『地名の語源』、本稿の問題とは直接関係しないので、検討せずします)。「大内」は、「(1)深く入り込んだ山奥の谷。(2)やや大きい谷、または盆地」(鏡味『日本の地名』・『古代地名語源辞典』)とされる。いうまでもなく、本来は「八田(矢田)」と起源の異なる地名である。
- (11) 郷名への付訓率33・6%は、国名85・3%、郡名80%と比べて「極めて低い」(古活字本による分析)。訓の有無が地域によって大きく異なる傾向も踏まえると、とくに郷名への付訓は「当初はほんの一部にしか行われず、かなり時期をへて、恐らくは別人の手によって行われた」可能性が高い(歌川一九六九)。万葉仮名による付訓と片仮名による付訓、あるいは割注形式の付訓と傍書形式の付訓は、それぞれ依拠資料あるいは記入主体が異なる可能性もあり、『和名抄』郡郷部が完成形態を採っていないことは間違いない。二十巻本の主要写本における郷数と附訓数については、不破一九九六も参照。
- (12) 高本には、郷名への附訓で漢字・仮名の混在する事例もある。たとえば「宗我(曾加へ)」(土佐国香美郡)・「宗部(曾加へ)」(土佐国長岡郡)・「曾我(曾加へ)」(筑前国早良郡)・「出部(伊豆へ)」(紀伊国那珂郡)などである。
- (13) なお蜂矢二〇一四は、「吉敷郡「宇努」は、ラが不審で、ノの誤りか」とする。
- (14) 「ヌと甲類ノの音価の差、およびこれを表記する漢字の原音についてはかなり微妙な問題があり、特に「奴」は、ヌと甲類のノとに共有されていた」(『時代別国語辞典 上代編』)とされるので、「奴」と普通する「努」も「ヌ」と「ノ」(甲類)を両方表記したと考えてよい。なお1例のみ「久努」を「久度」(急本)、つまり「努」を「ド」(漢音)と読む事例もある。このように漢音で読む場合、「宇努」は「有度郡(駿河国)と同じ読みになる。「有度」を「うど」と読んでいたことは、「宇止」(『東舞歌章』『朝野群載』巻二一)という別表記から確認できる。
- (15) なお上代特殊仮名遣いについては、発音を重視しない木簡などの場合、表記の厳密さを欠く傾向にあるという指摘もなされている。軽部二〇一九などを参照。
- (16) 池田一九七七・『古代地名語源辞典』など。なお後者は、「ウヌ」についても「ウノと同じく「野」の意の地名」とする。
- (17) なお佐波郡の国府周辺地域には、一四世紀以降の古文書で「大道」という地名や道名が見られるので、これが現在の「台道」に転訛したと考える余地はある。
- (18) 松尾『日本の地名』・『古代地名語源辞典』。なお後者によれば、列島中心部には見えず、東日本と中国西部・四国南部・九州などに周圈的に散在する地名らしい。
- (19) 防府市の三田尻周辺に華浦(かほ)という地名が残るが、近世の埋め立て地を含んでおり、該当する可能性はなからう。なお『山口県風土誌八』の「本村、佐山・東西の岐波一郷にて、和名鈔に見る賀宝郷なるが」(「井関村」項)という想定が、もつとも具体的な地域比定である。
- (20) 該当箇所は底本(至徳二年(一三八五)の転写本)で空白(一文字分)になっており、原本の「湿三損雨露」、多失三文字(奥書)という状況を示している。
- (21) 蜂矢二〇一四は「益必」のマケは、訓マス「益」に影響された誤り」とする。
- (22) 「や」を複数の漢字で表記する現象に、音価上の違いを認める必要はない。蜂矢二〇一五によれば、「や」を表記する際、急本では「也(一五〇例)」が多いが、「夜(三四例)」もある。高本では「也(五一例)」「夜(三五例)」と、「也」の方が多いという。一方、佐藤一九八四は、巻毎の字母の利用傾向を検討したうえで、高本で「や」を表記する際に「也」字を用いる事例は巻六く九(つまり国郡郷部)のみに集中することを指摘する。こうした傾向は、『和名抄』における国郡郷部の特異性を浮き上がらせている。
- (23) 吉田一九七六。なお吉田の指摘のうち、「家部がヤカ(ヤケ)のべであったことは、ヤケが単なる施設ではなく、何らかの機能をもつ機関・経営体であったことを推測させる。ヤカベに関する史料を拾うと、…周防国吉敷郡には「益必」(ヤケヒト)郷があったが、ヤケヒトが集住していた地であるか。これらのヤカベ・ヤケヒトの個々の実態についてはよくわからない

いが、いずれも何らかの形でヤケに属する人々（またはその子孫）であったと推測される」とあるところは参考になる。

(24) 吉松一九六九は、「やけひと」↓「あけひと」↓「あきほ」↓「あいお」と変化した可能性を想定する。興味深い仮説だが、より綿密な論証が必要だろう。

(25) 杉本一九九四によれば、「もともと「塘」は、「土手」「堤防」を意味するが、「土居」同様、干拓地の新旧・位置を示す場合も多くみられる」という。

(26) ただし、この場合、「平井」を「広伴」の遺存地名と見なしているわけではない。「平井」は遅くとも一二世紀には存在が確認できる地名なので〔平安遺文〕二二七五、広伴(古代)↓平井(中世以降)という直接の変化を主張するのは躊躇される。

(27) この「中河」について「佐河」(熊毛郡)の「誤写」とする見解もあるが〔上関町史〕・田村一九七三、この史料は正文なので誤写は発生し得ない。また誤写とする根拠も不明である。この種の判断には、より厳密さが求められよう。

(28) 御厨は内膳司の所管で、天皇への食品貢納を担当する組織。周防国の仲河御厨に関しては、白木一九八八などを参照。

(29) 仁保(ニホ)の地名の由来については、丹生(ニフ)赤色顔料の産地)の転訛とする説もある(渡辺二〇二〇Aを参照)。ただし、以上のような史料の存在も踏まえると、贅(ニヘ)↓仁保(ニホ)という転訛の可能性も想定されよう。先行研究(たとえば『防長地名淵鑑』)において、吉敷郡内に点在する「仁戸(ニヘ)」などの地名は仁壁神社との関係が想定されているが、とくに大内や矢田の周辺の事例については、御厨との関係も検討すべきだろう。

(30) 下向井二〇〇八。ただしこうした見解には、横山二〇一二などの批判もある。このほかの想定地については、たとえば『山口県風土誌』佐波郡右田村項に「佐野峠」の別称「臥越」を「浮囚越」の転訛としたり、吉敷郡平川村項に「伏付」を浮囚の転訛としたり、吉敷郡小郡町項に「榎野」を浮囚の転訛としたりする想定が示されている。

(31) 郷名「浮囚」は、急本に七例・古活字本に六例、名本に五例みえるが、高本はすべて掲載していない。諸本における掲載状況については、佐々木

二〇一六を参照。

周防国吉敷郡の浮囚郷については、急本と古活字本のみ掲載する。高本などが掲載しないのは、おそらく意図的な判断で、国郡郷制の施行当初には存在しなかった「浮囚郷」をアブノーマルな存在と見なした結果だろう。郷名「浮囚」は上野国碓氷郡・多胡郡・緑野郡/周防国吉敷郡などに見えるが、『和名抄』における表記は、いずれの写本(といっても、そもそも高本には掲載されていないが)も「浮」字である。同じ実態を示すはずの郷名「夷俘」(播磨国賀古郡・賀茂郡・美囊郡)の場合、いずれも「俘」字で表記するのと比べ、用字の基準が異なるようである。ただし関連史料において、両字は通用することも多い。

(32) 「榎〇」という地名については、生葉「付子(附子)」が採れる「ぬるで」の木との関連を指摘する池田一九七七の見解も参照。

(33) たとえば永田二〇一四は、北海道にはとくに多く海道蝦夷が移配され、移配後も狩猟・漁撈を主な生業として続けていた人々が少なくなかったことを指摘し、実例の検討から豊後・伊予を結ぶ海域で俘囚が往来していた可能性まで想定する。

(34) なお坂倉一九六七は、山中で生産性が低いこの地域の特性から、古代の段階で独立の行政区を成していた可能性は低く、隣接する佐波郡玉祖郷か吉敷郡八田郷の一部だったと想定する。この点、後考を期したい。

(35) 「八」は「古代には、数の多いことを示すための語としても用いられた。大八洲・八重垣などと体言に冠して、数の多いこと、また、その総体を表し、それを通してそのものを褒める意が込められていることが多い」(『古語大辞典』「八(や)」項とされる。「千」の選字理由も、同じく吉祥句の一種と見なされたことによる可能性が高い。

(36) なお最後に、郡名についても考えておこう。「吉敷」のヨシキという訓については、「吉」の多くが「よし」と訓読される傾向も踏まえ、国語学の分野では「ヨシシキの同音脱落」と理解するのが一般的である(たとえば工藤一九七五)。しかし「周防国余色郡神前郷」(天平勝宝九年(七五七)四月七日 西南角領解)『大日本古文書』編年四一(二七)という異表記や、『和名抄』国郡部の「吉敷(与)之支」という附訓などによれば、「ヨ」は「余」「与」など万葉仮名(乙類)で表記されており、この場合の「吉」(同じく甲

類ヨを表記)は「ヨ」二音を示す万葉仮名と考えるべきである。なお「敷」(呉音・フ、漢音・フ、訓・しく)については、多くの事例で訓読「しき」だが、一部に音仮名フの機能を使って敷智(ふち)・周敷(すふ)・敷智(ふち)とするほか、遠敷(おにゆふ)・信敷(しのふ)などの音引きに近い機能を担う事例もある。

ちなみにヨシキの語源については、アラキ(荒木・荒城・新墾)新しい開墾地)の佳字化(高橋 一九八一)、ヨは美称、シキは「山などにしきられた谷」、あるいはスキの転で「崖」のことか(『古代地名語源辞典』)などの見解がある。前者の見解は、後世のヨシ(吉・良)キ(木・城)などという表記に引きずられている感が強く、古代前期の表記を念頭に置けば、ヨ(余・吉)＋シキ(色・敷)と考えた方がよからう。個人的には、「敷、式、色、志紀、城、食などシキと訓む地名は、スキ(村をいう朝鮮の古語)の転で、村落をいう」(『民俗地名語彙事典』)という指摘に魅力を感じる。

(参考文献)

後勲「所謂和同六年詔の好字について」(『京都帝国大学国文学会二十五周年記念論文集』同会、一九三四年)
池田末則『日本地名伝承論』(平凡社、一九七七年)
池田弥『和名類聚抄郡里駅名考証』(吉川弘文館、一九八一年)
井出至「上代人の文字意識」(『遊文録 国語史篇二』和泉書院、一九九九年、初出一九七三年)
歌川学「和訓より見た倭名類聚抄国郡部の成立について」(『愛知大学文学論叢』四〇、一九六九年)
内田伸「歴史」(『仁保の郷土史』仁保の郷土史刊行会、一九八七年)
狩野久「御食国と膳氏」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七〇年)
軽部利恵「木簡における上代特殊仮名遣いの「違例」について」(『美夫君志』九八、二〇一九年)
木下良「従来利用されてきた交通関係地名」(『日本古代道路の復元的研究』吉川弘文館、二〇一三年)
工藤力男「古代形容詞の形成に関する一つの問題」(『日本語史の諸相』汲古書

院、一九九九年、初出一九七五年)

楠原祐介ほか編『古代地名語源辞典』(東京堂出版、一九八一年)

国守進「中世の祭祀と在地―南方八幡宮祭祀旧記を中心として―」(『山口県地方史研究』三〇、一九七三年)

古辞書叢刊刊行会編『原装影印版 和名類聚抄二〇巻本 大東急記念文庫蔵』(雄松堂書店、一九七三年)

松堂書店、一九七三年)

近藤清石編『山口県風土誌』(歴史図書社、一九七二年、原著一九〇五年)

今野真二「好字二字」(『国語語彙史の研究』三一、和泉書院、二〇一二年)

佐伯有清「新撰姓氏録の研究 研究篇」(吉川弘文館、一九六三年)

佐伯有清「新撰姓氏録の研究 考証篇五」(吉川弘文館、一九八三年)

坂倉道義『小鯖村史』(同刊行会、一九六七年)

佐々木虔一「上総・下総地方の俘囚の反乱と情報伝達」(『千葉史学』六八、二〇一六年)

六八、二〇一六年)

佐藤栄作「倭名類聚抄」における万葉仮名の考察」(杉本つとむ編『和名抄』の「新研究」桜楓社、一九八四年)

の「新研究」桜楓社、一九八四年)

佐藤信「古代安房と木簡」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九三年)

初出一九九三年)

猿田知之「好字とその周辺」(『シオン短期大学研究紀要』三五、一九九五年)

下向井龍彦「変動期の瀬戸内海海域」(『山口県史 通史編 原始古代』山口県、二〇〇八年)

二〇〇八年)

白木一好「御厨小考」(下出積与編『日本古代史論輯』桜楓社、一九八八年)

杉本憲正「干拓地名の事典―有明海沿岸を中心に―」(『日本「歴史地名」総覧』新人物往来社、一九九四年)

新人物往来社、一九九四年)

蘭部寿樹「吉敷郡賀保荘」(『中世村落と名主座の研究』高志書院、二〇一一年、初出二〇〇七年)

初出二〇〇七年)

高橋文雄「ふるさとの地名」(山口県地名研究所、一九七七年)

高橋文雄『山口県地名考』(山口県地名研究所、一九七九年)

高橋文雄「郡名考」(『防長・土地に刻まれた歴史』東洋図書出版、一九八一年)

高橋未久二「美作道の駅と駅路」(『古代交通の考古地理』大明堂、一九九五年)

武部健一「山陽道をたどる」(『続 古代の道』吉川弘文館、二〇〇五年)

館野和己「若狭の調と贄」(『古代王権と交流三 越と古代の北陸』名著出版、

- 一九九六年)
 館野和己「山陽道と海上交通」(『山口県史 通史編 原始古代』山口県、二〇〇八年)
 谷川健一編『民俗地名語彙事典』(三一書房、一九九四年)
 田村哲夫「防長庄園の地域的考察 前編」『山口県文書館研究紀要』二、一九七三年
 天理図書館善本叢書〈和書之部〉編集委員会編『和名類聚抄・三宝類字集』(八木書店、一九七一年)
 直木孝次郎『持統天皇』(吉川弘文館、一九六〇年)
 直良信夫「峠の文化」(『峠と人生』日本放送出版協会、一九七六年)
 永田一「西海道俘囚の再検討」(『弘前大学国史研究』一三六、二〇一四年)
 名古屋市立博物館編『和名類聚抄』(同館、一九九二年)
 橋本雅之「古風土記の地名表記と和銅官命」(『万葉』二二五、二〇一三年)
 峰矢真郷「和名抄地名の二合仮名」(『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一一年)
 峰矢真郷「和名抄・名博本の地名の傍訓」(『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一四年)
 蜂矢真郷「和名抄地名の訓注」(『古代地名の国語学的研究』和泉書院、二〇一七年、初出二〇一五年)
 羽鳥幸一「瀬戸内海の製塩と流通について—周防国を中心に堅塩と煎塩の様相をみる—」(奈良文化財研究所編『塩の生産・流通と官街・集落』クバプロ、二〇一三年)
 原秀三郎「大和王権と遠江・駿河・伊豆の古代氏族」(『地域と王権の古代史学』塙書房、二〇〇二年、初出一九九四年)
 平野邦雄「いわゆる『後期型ミヤケ』」(『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、一九八五年)
 不破浩子「名古屋博物館蔵『和名類聚抄』について」(『長崎大学教養部紀要 人文科学篇』三七―二、一九九六年)
 松尾俊郎『日本の地名—歴史のなかの風土—』(新人物往来社、一九七六年)
 馬淵和夫『和名類聚抄 古写本・声点本 本文及び索引』(風間書房、一九七三年)
 馬淵和夫編『古写本和名類聚抄集成』(勉誠出版、二〇〇八年)
- 御蘭生翁甫『防長地名淵鑑』(御蘭生防長研究所、一九三一年)
 水田義一「周防国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅲ』大明堂、一九七八年)
 宮沢俊雄『倭名類聚抄二十卷本諸本の類別』(『倭名類聚抄諸本の研究』勉誠出版、二〇一〇年、初出一九七六年)
 八木充「古代の山陽道」(『歴史の道調査報告 山陽道』山口県文化財愛護協会、一九八三年)
 八木充「周防国大嶋郡と調塩貢進木簡」(『山口県史研究』九、二〇〇一年)
 八木充「周防国と長門国の成立」(『山口県史 通史編 原始古代』山口県、二〇〇八年)
 山口大学文学部考古学研究室編『史跡 周防鑄銭司跡の研究 I』(山口大学、やまぐち学術センター、二〇一八年)
 横山成己「見鳥ジココンボ古墳群「俘囚墓説」小考」(『やまぐち学の構築』八、二〇一二年)
 横山成己「山口・吉田遺跡」(『木簡研究』三八、二〇一六年)
 吉松慶久「地区名の変遷」(『秋穂二島史』山口市立二島公民館、一九六九年)
 吉田孝「イへとヤケ」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年、初出一九七六年)
 渡辺一雄「山口県」(『日本土器製塩研究』青木書店、一九九四年)
 渡辺滋「仁壁神社(周防国吉敷郡)についての一考察—祭神の問題を中心として—」(『山口県立大学 国際文化学部紀要』二六、二〇一〇年A)
 渡辺滋「古代地名「カンザキ」をめぐる一考察—周防国吉敷郡の事例を考える基礎作業として—」(投稿中、二〇二〇年B)

『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討 —周防国吉敷郡の事例について—

渡辺 滋

本稿では、周防国(現在の山口県の東半分)の古代地名について、とくに吉敷郡よしきぐん(現在の山口市+宇部市の一部)の事例を中心に、想定所在地や名称の由来などについて検討する。近世以来の先行研究のなかには、論点が十分に突き詰められていないものや、結論に再検討を要するものも少なくない現状を踏まえ、関連分野における最新の研究成果に依拠した分析を進めていく。

Local Names Included in “Wamyō Ruijusho”: Case of Suō Province

Watanabe Shigeru

This article analyzes the origins and locations of ancient local names in Suō Province, eastern part of Yamaguchi Prefecture, with a special attention to Yoshiki district, a part of Yamaguchi city and Ube city. Studies on this theme started in the beginning of modern times. Some works in the past do not sort out issues and others are not to the point. In this essay I execute the research based on new theories with a view to overcoming the problems of previous studies.

